

**情報通信審議会 情報通信技術分科会
携帯電話等周波数有効利用方策委員会（第36回） 議事要旨(案)**

- 1 日時
平成21年10月29日（木）16:00～17:15
- 2 場所
中央合同庁舎第7号館西館（金融庁）14階 共用会議室－1
- 3 出席者（敬称略）

委員会構成員：

服部 武 上智大学
 若尾 正義 （社）電波産業会
 石原 弘 ソフトバンクモバイル（株）（代理：田中 伸一）
 小畑 至弘 イー・モバイル（株）
 菊池 紳一 KDDI（株）
 資宗 克行 情報通信ネットワーク産業協会（代理：八木 敏晴）
 徳広 清志 （株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ（代理：中村 光）
 西本 修一 （財）移動無線センター
 平澤 弘樹 （株）ウィルコム
 本多 美雄 欧州ビジネス協会
 吉村 直子 （独）情報通信研究機構

説明者：

菅田 明則 KDDI（株）

事務局：

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課長 竹内、同課 推進官 高田、同課
 課長補佐 中里、同課 移動体推進係長 白壁、同課 第二技術係長 遠藤

4 配布資料

配布資料	配布資料	提出元
資料81-36-1	携帯電話等周波数有効利用方策委員会(第35回)議事要旨(案)	事務局
資料81-36-2	携帯電話等周波数有効利用方策委員会報告(案)概要	事務局
資料81-36-3	携帯電話等周波数有効利用方策委員会報告(案)	事務局
参考	携帯電話等周波数有効利用方策委員会 名簿	事務局

5 議事概要

(1) 前回議事要旨について

前回議事要旨(案)(資料81-36-1)は委員に事前に送付されていることから、読み上げは省略して配付のみとし、気づきの点があれば、11/6(金)までに事務局まで知らせることとなった。(その後、修正意見等は特になかった。)

(2) 報告書案について

10月26日(月)に開催された作業班第4回会合において取りまとめられた報告書案について、作業班主任である若尾主査代理から説明がなされ、続いて事務局から補足説明がなされた。

その後次のとおり質疑応答があった。

- 小畑専門委員：① 報告書本体の29ページにおいて、「国際『標準』」と「3GPP2仕様」とが混同されて使用されているように感じるが、統一したほうがよいのではないか。
- ② 現在においてもRev. Bは修正仕様を策定中にあるとのことなので、「EVDOマルチキャリア」のせめて物理仕様についてはRev. Bの仕様に盛り込むように働きかけ、3GPP2仕様を見れば参照できるようにすべきではないか。

若尾主査代理：(①について)

「3GPP2仕様」はITUのITU-RにおけるIMT-2000の技術仕様の勧告に反映されているとのことであるので、用語の用い方に誤りはないと思われるが、なお確認の上、修正すべき箇所があれば修正するのがよからう。

(「3GPP2仕様」はITUの国際標準になっているものであるが、「3GPP2の仕様を参照」という旨の記述となっていること、また、ベンダが実際にスペックを参照する場合には、ITUの国際標準より、3GPP2の仕様を参照する頻度が高いと想定されることを考慮し、「国際標準」という語を用いるよりも、統一的に「仕様」という語を用いるよう修正した。)

(②について)

「EVDOマルチキャリアの規格が3GPP2仕様のどこかを見れば参照できるようにしたほうがよい。」というご質問であったと捉えるが、それは今後3GPP2における標準化をどのように進めていくかということであり、本委員会の検討範囲ではないと思われる。

KDDI菅田氏：(②について)

Rev. Bは修正仕様を策定中であることは事実であるが、EVDOマルチキャリアは、Rev. Bの既定の仕様については、その一部を取り入れているというものである。従って、「3GPP2仕様のどこを見れば参照できるか。」と問われれば、既定の仕様の該当箇所を指し示すことになる。

若尾主査代理：(②について)

「EVDOマルチキャリア」という名称は作業班において付けたものであ

り、作業班では「Rev. Bの一部を採用しているシステム」として扱ってきた。分かりづらいようであれば、資料に手を加えることがよいのではないか。

服部主査 : (②について)

概要版の6ページの「今回の対象」がRev. Bと分かれた表記になっていることが紛らわしさを生んでいるかもしれない。修正案の一例として、この部分を分かり易くなるよう修正することが良いのではないか。
(資料81-37-3の6ページのとおり、Rev. Bと同じ枠内にEVD0マルチキャリアを入れ、EVD0マルチキャリアがRev. Bの一部であることを表す表記に修正した。)

服部主査 : 確認だが、今回の干渉調査は、
・ 移動局間の干渉について実施
・ 移動局の送信電力はEVD0の1波分の送信電力以下となっているが、不要発射の強度がEVD0の移動局と変わってくるので、干渉調査を行った
という理解でよいか。

KDDI 菅田氏 : そのとおり。

服部主査 : 概要版の11ページの表の左欄は、「所要改善量」であったり、「所要 $C/(I+N)$ 以下となる干渉発生確率」であったりするがなぜか。

KDDI 菅田氏 : 干渉調査の相手方のシステムと共用可能か否かを判断するためのパラメータは、システム毎に異なるため違いが現れているが、何れも確率計算を用いているものである。

上記の質疑における修正を含め、その後修正すべき事項があった場合は、当該修正は服部主査に一任することが了承され、意見募集を行う委員会報告(案)が承認された。

(3) その他

本日の委員会で承認された携帯電話等周波数有効利用方策委員会報告(案)については、11月6日から1カ月間、本委員会として意見募集(パブリックコメント)を行う予定であること、次回委員会では、携帯電話等周波数有効利用方策委員会報告(案)の意見募集の結果について、及びパブリックコメントの結果をも踏まえ、情報通信技術分科会に諮る最終的な報告書案について審議いただく予定であることが説明された。

また、開催スケジュールについては、主査と相談の上、別途連絡する旨説明がなされた。

以上